

## 北陸地方整備局景観アドバイザー会議 設置要領（案）

### （総 則）

第1条 本要領は、北陸地方整備局景観検討事務処理要領(案)（平成20年2月15日付け国北整企画第115号、国北整港計第28号）第3条第1項に基づき、北陸地方整備局（以下「整備局」という。）に「景観アドバイザー会議」（以下「会議」という）を設置するにあたり、事務、組織及びその他必要な事項を定める。

### （景観施策アドバイザー及び組織）

第2条 会議は、「景観施策アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）」を以て、組織する。

2. アドバイザーの任期は、2年以内とし、再任することができる。  
ただし、アドバイザーが欠けた場合における補欠のアドバイザーの任期は、前任者の残任期間とする。
3. 会議には座長を置くものとし、座長はアドバイザーの互選によって定める。
4. 座長は会議を代表し、会務を統括する。

### （指導・助言）

第3条 会議は、整備局管内における景観形成の方向性等に関し、以下について報告を受けて、助言等を行う。

#### ア. 整備局の取り組み状況の報告

- ・基本方針（案）に基づく景観検討の実施状況等
- ・個別事業の検討状況等
- ・官庁営繕事業のうち、整備局管内の地域の景観形成に与える影響が大きい事業として当該事業を担当する事務所等から提出された事業の景観検討状況等

#### イ. 各事業に共通する手法等

- ・基本方針（案）に基づく景観検討区分の選定に係る考え方・方法・基準
- ・景観検討に係る考え方・方法等

#### ウ. 事業間の調整

- ・各事務所等を越えた事業間の調整の必要性

#### エ. 地域の景観形成に係る方針

- ・整備局管内の地域における景観形成の方針
- ・整備局管内における景観に配慮した標準的な計画・設計のあり方
- ・その他、整備局管内の景観の向上に関すること。

( 会議の開催 )

第 4 条 会議は、景観評価委員会委員長の要請により、開催する。

2 . 会議の運営方法については、会議において定める。

( 意見聴取等 )

第 5 条 景観評価委員会委員長は、整備局管内の景観形成において必要と認めるとき、関係者を会議に招集又は意見聴取等を行う。

( 事務局 )

第 6 条 会議の事務局は、企画部企画課及び港湾空港部港湾計画課に置き、事務局長は企画部環境調整官とする。

( その他 )

第 7 条 この設置要領(案)に定めるもののほか、会議の事務処理に関して必要な事項は、別途定める。

( 附 則 )

1 . 本設置要領(案)は、平成 2 0 年 2 月 1 5 日から施行する。

2 . 本設置要領(案)の適用に伴い、景観アドバイザー会議規約(案)(平成 1 7 年 1 2 月 1 6 日)は廃止する。